

審査会回答第24号  
平成21年12月21日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成20年8月18日付け保指第1225号による意見照会について、下記のとおり回答します。

## 記

### 第1 事案名

意見照会第26号

平成20年5月1日付けで異議申立人から提起された、平成20年4月25日付け保指第241号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

### 第2 回答内容

#### 1 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 2 理由

- (1) 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「鋸南町が平成11年度以降続いている国保会計の粉飾決算を今月の同町議会で粉飾を続ける補正予算を可決していることに対して千葉県職員が黙認するのが、同町勝山小建設事業の過疎債許可取消しをしないことになり、同事業の国庫補助の取消しがないようにしているのと同じであるが、補助金適化法の情を通じた者とならないことがわかる一切の書類（上記補正予算書抜粋A4×2枚添付）」というものであり、「平成19年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」と題する文書が添付されていた。
- (2) 実施機関は、本件請求書の内容からは本件請求に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3月28日付け保指第6313号で異議申立人に対し補正を求めたが、異議申立人から回答がなかったため、本件請求書には請求に係る行政文書を特定するに足る具体的な記載はされておらず、形式上の不備があると判断し、本件処分を行った。

- (3) 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書を確認したところ、本件請求は、鋸南町の国民健康保険特別会計が粉飾決算であるといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であると認められ、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。
- (4) したがって、本件処分は妥当である。